

4. 被開示者は、本目的を遂行する上で必要な範囲でのみ、本件機密情報を複製できるものとする。
5. 被開示者は、本件機密情報を流用若しくは補完させ、開示者の許諾なくして権利化する等の一切の行為を行わないものとする。

第5条（被開示者の責任）

開示者は、被開示者が本契約に違反した場合、損害賠償、差止請求その他あらゆる法的措置を講ずることが出来るものとする。

開示者は、被開示者に対し、発生した損害の賠償のほかに、当該法的措置を講ずるために要した弁護士費用、証人費用、証拠収集費用及びその他訴訟遂行上全ての合理的費用を請求することが出来るものとする。

2. 開示者は、被開示者が開示者の事前の許諾を得て本件機密情報を開示した第三者が課された義務に違反したときは、被開示者に対してその責任を問うことが出来るものとする。
なお、被開示者の役員および従業員の義務違反についても同様とする。

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。

2. 前項の規定に関わらず、次の各号で定める期間まで効力を有する。
 - ①第2条、第4条および第5条の規定は、有効期間満了後1年間有効とする。
 - ②第8条の規定により、本契約が早期に解約される場合であっても第2条、第4条および第5条の規定は、甲乙間で別途合意が成立しない限り、当該解約前に契約の満了日と規定した日から1年経過するまで有効なものとする。

第7条（終了）

被開示者は、開示者から書面で要求があった場合または、本契約が終了した場合には、書面化された本件機密情報（それらの複製物等を含む）を直ちに開示者に返還するか、若しくは開示者の指示に基づき破棄するものとし、破棄した旨を証する書面を速やかに開示者に交付するものとする。

第8条（契約の解約）

被開示者が、本契約に違反した場合には、開示者は催告その他の手続きを要せず、書面で通知することにより本契約を直ちに解約することが出来るものとする。

第9条（契約終了後の効果）

本契約が終了した場合においても、第5条および第10条の規定は、なお有効に存続する。

2. 本契約に基づく被開示者の守秘義務は、個人情報に関する本件機密情報については、本契約の終了した場合においても有効に存続するものとし、それ以外については、本契約の終了した場合においても3年間は残存するものとする。

第10条（規定外事項）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、法令慣習および本契約締結の趣旨に従い、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

第11条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて、甲または乙の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

(以下余白)

